

新型コロナウイルス感染症に伴う手続きなどの情報

～緊急措置などにより、手続き方法が変更になっている情報をお知らせします～

□社会保険から国民健康保険・国民年金への切り替え手続きなど

郵送での申請を受け付けします。書類が到着後、簡易書留にて1週間程度で保険証を送付します。

※詳細は市☎または電話でご相談ください。

▶保険年金課 ☎042-460-9822

□住民票異動や証明書交付等の手続き

●異なる市区町村へのお引越し(転出・転入)について

転出・転入の届出は、原則として異動日から14日以内の届出が必要となりますが、総務省の緊急措置により、当分の間、感染を避けるために来庁を行わないことが正当な理由として認められることとなりました。また、マイナンバーカード(有効な住民基本台帳カードを含む)をお持ちの方が転出・転入届出をする場合は、転出予定日から30日以内かつ、異動日から14日以内に転入の届出を行わないと、原則としてカードは失効となりますが、当分の間、上記期間を過ぎてもカードは失効されないこととなりました。(ただし、転出予定日から60日を経過した場合、カードは失効となります。) また、

上記の転入届出の後、マイナンバーカードを転入先市区町村でも有効とするための継続利用手続きが必要となりますが、当分の間、転入届出の日から120日以内であれば手続きができることとなりました。(ただし、転入届出の日から120日を経過した場合、カードは失効となります。)詳細は、新しくお住まいになる市区町村にご相談ください。

●6月までの間に在留期間が満了する外国人住民(中長期在留者等)の方のマイナンバーカード有効期限について

在留期限の更新ごとにマイナンバーカードの有効期間の更新が必要となります。ただし期限前の更新ができずカードが失効してしまった場合、3月から6月までの間に在留期間が満了となる場合は、失効後のカード再発行は無料で行うことができます。なお、在留許可の申請の許可処分が有効期限に間に合わない場合、有効期間満了前であればマイナンバーカードの有効期限を一定期間延長することができます。

●マイナンバーカードの交付期日について

交付期日を過ぎても当分の間お受け取りは可能です。

◆市民課窓口以外でできる手続き

市民課の手続きでは以下のとおり来庁せずにできる手続きなどがありますので、可能な方はこちらをご利用ください。なお、やむを得ず来庁する場合、市民課窓口は(月)や(金)、(休)の前後日、また午前11時から午後2時までの時間帯は窓口が混雑傾向にありますので、混雑が予想される日や時間帯の来庁をなるべく避け、待合スペースでは間隔をあけてお待ちいただくなど、窓口の混雑緩和にご協力をお願いします。

●住民票の異動手続き等について

市外へ転出する際の転出届は、あらかじめ郵送で行うことができます。また、マイナンバーカード(住民基本台帳カードを除く)をお持ちの方は、電子申請で転出届を行うこともできます。

●マイナンバーカードを使った証明書コンビニ交付サービス

利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアのマルチコピー機(多機能端末機)で各種証明書を取得できます。

●住民票等自動交付機の利用

暗証番号を登録したほうや市民

カード、西東京市民カードをお持ちの方は自動交付機で住民票の写し、印鑑証明書(印鑑登録のある方のみ)を取得できます。

●住民票の写し・印鑑登録証明書の時間外交付

閉庁時に住民票の写し・印鑑登録証明書が受取れます。受取りを希望する日の3日前から当日までの下記申し込み受付時間に電話で予約し、指定した日時に田無庁舎直窓口にしてお受け取りいただけます。※証明書コンビニ交付サービス、住民票等自動交付機及び時間外交付で発行する住民票には、マイナンバーや住民票コードは記載できませんので、下記の住民票の写しの郵送請求等をご利用ください。

●住民票の写し・戸籍証明書等の郵送請求書

住民票の写しや、戸籍謄抄本(除籍、改製原戸籍を含む)、戸籍の附票、身分証明書、届書の記載事項証明書および受理証明書等を郵送で請求できます。

※詳細はお問い合わせください。
▶市民課 ☎042-460-9820

新型コロナウイルス感染症を口実にした詐欺に注意!!

～大切なご家族が被害に遭わないよう、注意喚起をお願いします。～

◆詐欺の電話にご注意ください

「あなたのご両親、祖父母にも不審な電話がかかっているかもしれません。」

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、外出を自粛してご自宅にいる方を狙って、不審な電話やメールなどが多数確認されています。

政府から緊急事態宣言が発令され、今後は「現金給付」や「助成金」などを口実に、個人情報を聞き出そうとしたり、ATMで手続きするよう誘導する詐欺の電話やメールなどが懸念されます。

これを機会に、ご自宅の電話を「留守番電話設定」にして、「犯人からの電話に出ないための対策」をお願いします(電話に出してしまうと、今回だまされなくても、つながる電話として犯人が認識し、今後何度も電話がかかってくるおそれがあります)。

家族の数・家族の不在の時間・現金の有無や金額・口座番号・キャッシュカードの枚数・銀行名・マイナンバーなど個人情報を聞き出そうとしたり、ATMで手続きをするように言われたら詐欺です。

□手口

- コロナ対策で助成金が出ています。今日の5時までに口座の登録をしてください。
- 火災保険に入っていると新型コロナウイルスの見舞金が出ます。
- コロナの検査キットを送ったのですが届いていません。少しでもおかしいと感じたら、最寄りの警察署にご相談またはご連絡ください。

☎田無警察署 ☎042-467-0110

▶危機管理課 ☎042-438-4010

ご家庭でのマスク等の捨て方

風邪のような症状がある人やその予防のために使用したマスクやティッシュなどを捨てる際は、以下にご注意ください。

- ごみに直接触れない
- ごみ袋はしっかりしぼる
- ごみを捨てた後は石鹸で手を洗う

古布やプラスチック容器などと一緒にと捨てると感染の危険がありますので、素材にかかわらず可燃ごみで出してください。

▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043



布製マスク配布に便乗したトラブルにご注意ください

◆予測されるトラブル事例

- 布製マスク全戸配布に便乗した、送りつけ商法
 - 行政機関をかたり、布製マスク配布などを理由に個人情報などを聞き出す、いわゆる「アポ電」
- ※詳細は、消費者庁☎などをご覧ください。
- ◆西東京市消費者センター相談窓口
商品の購入などの消費生活で、「おかしいな」と思うことや不安なこと、

悩むことがありましたら消費者センターまたは消費者ホットラインへご相談ください。

☎平日午前10時～正午、午後1時～4時
※可能な限り電話での相談をお願いします(メールでの相談不可)。

▶消費者センター ☎042-462-1100
☎消費者ホットライン(12月29日～1月3日を除く土日) ☎188

布マスクに関連する情報について

◆布製マスク全戸配布の概要

国が日本郵便の全住所配布システムを活用して一住所あたり2枚ずつ布製マスクを配布するものです。詳細は、厚生労働省☎の「布マスクの全戸配布に関するQ&A」をご覧ください。

□布製マスクの全戸配布に関する相談窓口

Q&Aでも回答が得られない場合は、国が設置する相談窓口にお問い合わせください。

☎0120-551-299

☎午前9時～午後6時

◆布マスクは洗うことで再利用できます

厚生労働省が公開している布マスクの洗い方をご紹介します。

□布マスクの洗い方

- ①衣料用洗剤で、もみ洗いではなく、軽く押し洗いをする
- ②十分にすすぐ

③乾燥機は使わずに、陰干しで自然乾燥

□洗濯回数

①洗濯により縮みますが、複数回の再利用については、品質上問題ありません。

②1日1回の洗濯を推奨します。汚れがついたら、その都度洗ってください。

□漂白剤、柔軟剤の使用

①汚れが気になる場合は、塩素系漂白剤を使い、臭いがなくなるまで十分にすすぐ

※炊事用のゴム製などの手袋を使用してください

②柔軟剤の使用は避けてください。

◆布マスクの上手な洗い方動画が公開されています

布マスクをご利用の皆さんへ 検索